

令和4年度普及啓発実施内容

資料2

- 第1回 5月号広報折込チラシにより配布
- 第2回 6月号広報紙面 3ページ
- 第3回 7月号広報紙面 6ページ
- 第4回 8月号広報紙面 5ページ
- 第5回 9月号広報紙面 11ページ
- 第6回 10月号広報紙面 15ページ
- 第7回 12月号広報紙面 7ページ
- 第8回 1月号広報紙面 11ページ

岩村町長が「ゼロカーボンシティ八雲」を宣言！！

町全体で「カーボンニュートラル」を目指そう！！

八雲町では、令和4年3月9日の町政執行方針の中で、2050年までにカーボンニュートラル(温室効果ガスの排出量実質ゼロ)を目指す「ゼロカーボンシティ八雲」を宣言しました。

温室効果ガスの排出は生活をするうえで、ゼロにすることは出来ませんが、一人ひとりの取り組みによって排出量を少なくすることが出来ます。

このカーボンニュートラルの実現には、行政だけが目指すものではなく、町民・事業所の皆さんと一緒に協力しながら目指す必要があります。

まず第一歩として、環境省が提唱する「ゼロカーボンアクション 30」の中から、取り組みやすいものを一つでも実践し、温室効果ガス排出量の削減を行ってみませんか。

今後、広報紙やHPでもゼロカーボンや温室効果ガスのことなどについて紹介していきたいと考えていますので、ご理解ご協力をお願いします。



ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**



脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

 エネルギーを節約・転換しよう! <ol style="list-style-type: none">1 再エネ電気への切り替え2 クールビズ・ウォームビズ3 節電4 節水5 省エネ家電の導入6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう7 消費エネルギーの見える化	 太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう! <ol style="list-style-type: none">8 太陽光パネルの設置9 ZEH (ゼッチ)10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム11 蓄電池 (車載の蓄電池) ・省エネ給湯器の導入・設置12 暮らしに木を取り入れる13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択14 働き方の工夫	 CO2の少ない交通手段を選ぼう! <ol style="list-style-type: none">15 スマートムーブ ※徒歩、自転車や公共交通機関など自動車以外の移動手段の選択のこと16 ゼロカーボン・ドライブ ※再生可能エネルギー電力と電気自動車などを活用した走行時 CO2排出量ゼロのドライブのこと	 食ロスをなくそう! <ol style="list-style-type: none">17 食事を食べ残さない18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活20 自宅でコンポスト
 環境保全活動に積極的に参加しよう! <ol style="list-style-type: none">30 植林やゴミ拾い等の活動	 CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう! <ol style="list-style-type: none">28 脱炭素型の製品・サービスの選択29 個人のESG投資	 3R (リデュース、リユース、リサイクル) <ol style="list-style-type: none">24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う25 修理や修繕をする26 フリマ・シェアリング27 ゴミの分別処理	 サステナブルなファッションを! <ol style="list-style-type: none">21 今持っている服を長く大切に着る22 長く着られる服をじっくり選ぶ23 環境に配慮した服を選ぶ

第2回 脱炭素で地球環境を守ろう



なんで「カーボンニュートラル」の取り組みが必要なの？

現在、カーボンニュートラルは、国を挙げた取り組みとなっています。そもそもなぜカーボンニュートラルの取り組みが必要なのでしょう。

それは、「地球温暖化」に対する気候の変動が原因となっています。地球は太陽の放射熱によって暖められ、その一部を宇宙に放出することで冷却されています(図参照)。

地球表面の温度は、このエネルギーバランスによって決まりますが、その際に大きな役割を果たしているのが、大気中の二酸化炭素・メタンなどの「温室効果ガス」と呼ばれる気体です。

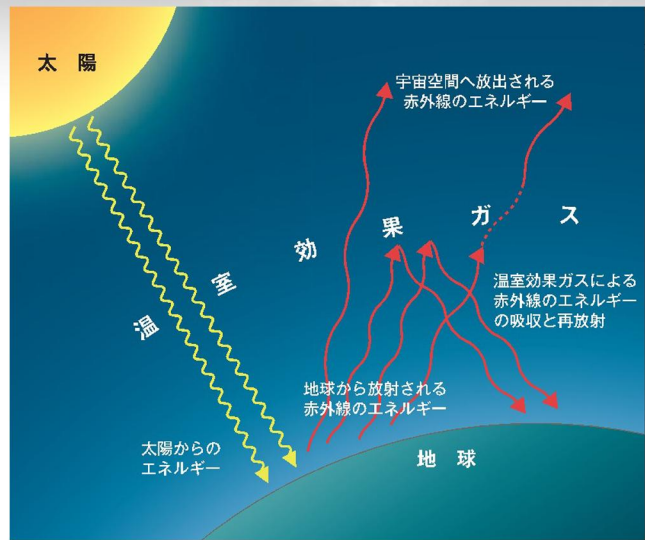
温室効果ガスは、地表から放出された赤外線を吸収し、その一部を再び地表に放射することによって、地球の温度を生物の生命維持に適した状態に保っています。

しかし、産業革命以降、人間は化石燃料(石炭や石油など)を大量に燃やして使用することで、大気中への二酸化炭素の排出を急速に増加させてしまいました。このため、温室効果が強くなり、地球表面の温度が上昇、これが「地球温暖化」と呼ばれるものです。

このまま何も対策せず、地球温暖化が進行すると、近年発生しているような激甚な豪雨・台風災害の発生や猛暑の頻発など異常気象が多発し、私たちの身近な生活に大きな影響を与える原因となってしまいます。

地球温暖化の進行を食い止めるための対策として、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の取り組みが必要となっています。

※次回は「カーボンニュートラル」について解説を行います。



【出典 環境省「STOP THE 温暖化2012」】



【問い合わせ先】 商工観光労政課 ☎0137-62-2116

八雲まつり行事協賛会
団体の各イベントの
お知らせ

各行事実施団体内協議の結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各イベント実施について、左記のとおり判断することとしました。開催を楽しみにしていた皆さんには申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ・「歩行者天国」中止
- ・「八雲山車行列」規模を縮小し実施予定

・「花火大会」、「さむいべや祭り」今後の状況を見ながら改めて判断

【協賛団体】

- ・(一社)八雲観光物産協会
- ・八雲商工会
- ・八雲山車行列実行委員会
- ・八雲さむいべや祭り 実行委員会

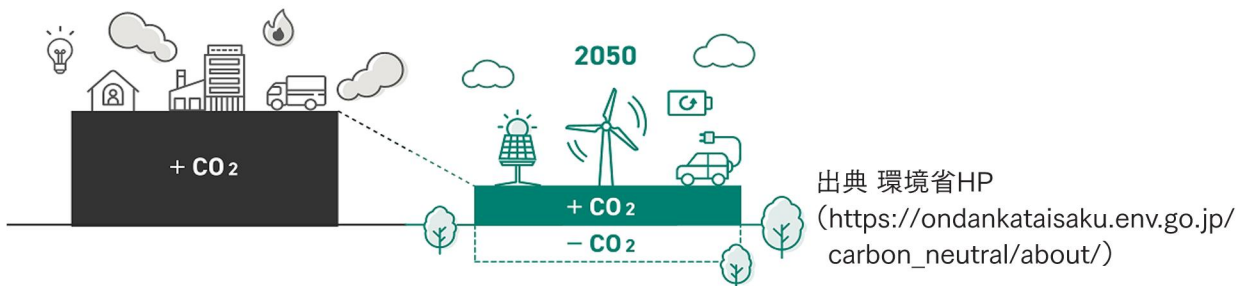
・八雲青年会議所
【問い合わせ先】

八雲まつり行事協賛会
事務局(八雲商工会)
☎0137-63-2525

第3回 八雲町の脱炭素を考えよう！ 「カーボンニュートラル」ってなに？



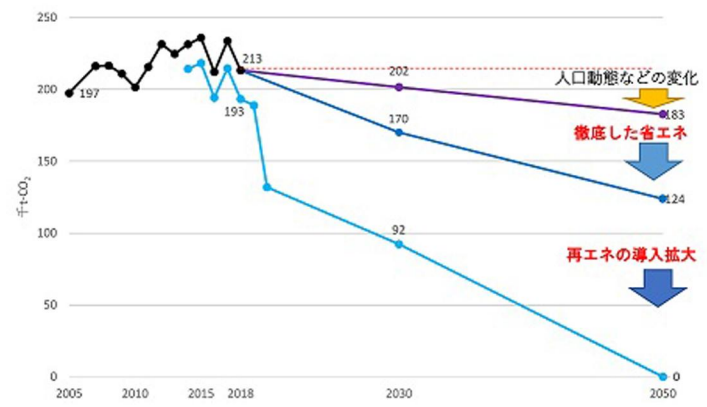
地球温暖化の進行が私たちの身近な生活に影響を与えていることは、前回説明をしました。
この温暖化の進行を食い止める取り組みとして、「カーボンニュートラル」の実現が求められています。では、「カーボンニュートラル」とはそもそもどういったことでしょうか。
カーボンニュートラルとは、全体として二酸化炭素(カーボン)等の温室効果ガス排出量から森林による吸収量・再エネによる削減量を差し引いて、その合計を実質的にゼロにすることを意味しており、地球の温室効果を和らげることに繋がります。



八雲町の排出量は、2018年度を基準に算出すると約213,000トン、森林・再エネによる吸収量・削減量の合計は約74,000トンとなり、排出量の方が139,000トンも多くなっています(八雲町地域再生可能エネルギー導入戦略における推計値)。

この139,000トンの排出量をゼロにするため、今後必要となってくる取り組みとして2つ紹介します。

1つ目は排出量の減少を図るための【徹底した省エネの推進】、2つ目は削減量の増加を図るための【再エネの導入拡大】です。この2つの取り組みを進めることが2050年カーボンニュートラルの実現を目指すうえで、必要となっています。



※次回「徹底した省エネ」について解説を行います。

【問い合わせ先】 商工観光労政課 ☎0137-62-2116

人権擁護委員が 委嘱されました

人権擁護委員としてご尽力された八雲地域の五十嵐力氏、下里晃氏および熊石地域の玉館正幸氏に代わり、7月1日付けで佐々木一也氏、林英也氏、荒谷佳弘氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

なお、人権擁護委員は、児童・生徒のいじめ、相隣関係などの身近な心配ごとについての相談や人権啓発活動を行っています。

【八雲地域の人権擁護委員】

- 石川 和子 元町
 - 山中 義廣 三杉町
 - 佐々木 一也 末広町
 - 林 英也 落部
- ### 【熊石地域の人権擁護委員】
- 佐藤 玲子 熊石相沼町
 - 荒谷 佳弘 熊石西浜町

第4回 脱炭素実現への取り組み 「徹底した」省エネの推進①



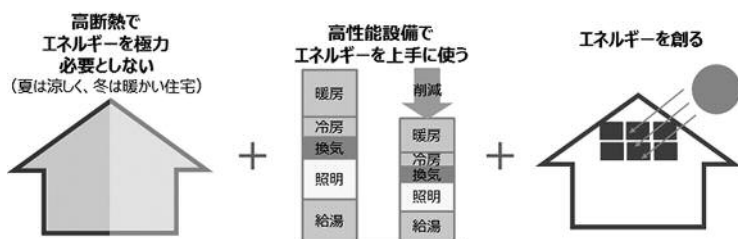
前回、カーボンニュートラル実現には「徹底した省エネの推進」が必要であると紹介しました。省エネという言葉は、皆さん良く耳にしますが、そもそも「省エネ」とは何なのでしょう
か？

日本では、1970年代のオイルショックを契機に誕生した言葉で、当時は大量消費していた化石燃料の使用量抑制という意味合いで広まり、住民・事業者・自治体はエネルギーの使用を抑える、家計・経費の縮減を図ることで取り組まれていました。

現在も継続して行われている省エネですが、カーボンニュートラルの実現には、さらに「徹底した」省エネが求められています。では、徹底した省エネとはどのようなものなのでしょうか。

省エネの推進には大きく分けて①「取り組み活動」と②「設備導入」が考えられます。①の「取り組み活動」は日々の活動であり、不要な電気を消す、近距離の移動を徒歩にする、省エネ性能が高い商品を購入するなど削減の実践となりますが、取り組み活動によるエネルギー消費量の削減には限界があり、どんなに取り組みを改善してもエネルギーの使用を完全に抑えることはできません。

そこで、重要となってくるのが、②の「設備導入」となります。例えば、産業や製造においては、高性能ボイラーや産業用ヒートポンプの導入、家庭や業務(オフィス、店舗、学校、官公庁など)部門においては、ZEHやZEB※(下図)への切り替え、電気自動車への乗り換えが代表的な例です。



〔出典 資源エネルギー庁HP〕

※ZEH(net Zero Energy House)や ZEB(net Zero Energy Building)

断熱性の向上や高効率機器の導入などの省エネによりエネルギー消費量の削減を図りつつ、太陽光など再エネを導入することによって、年間のエネルギー消費の収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。

以上のように皆さんが日々取り組んでいる活動に加え、設備導入を行うことで、カーボンニュートラル実現が図られます。ただ、設備導入には、住宅・設備の購入や改築など金銭の負担を伴うことから、国や自治体などの普及にかかる支援制度など、町としても広報やHPを通じて情報の提供・発信をしていきます。

※次回、徹底した省エネの推進②として設備のメリット・デメリットについてお知らせをします。

【問い合わせ先】 商工観光労政課 ☎0137-62-2116

全国一斉情報伝達訓練を実施します

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報など、時間的余裕のない事態に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた、全国一斉の情報伝達訓練を行います。八雲地域と熊石地域の92ヶ所に設置された防災行政無線から訓練放送が流れます。これは訓練ですでお間違いないようご注意ください。

【訓練予定日】

8月10日(水) 午前11時頃

【予定放送内容】

(上りチャイム音)「これはJアラートのテストです×3」「こちらは防災やくも(くまいしです)」「(下りチャイム音)」

【問い合わせ先】

総務課防災係
☎0137-62-2111

第5回 脱炭素実現への取り組み 徹底した省エネの推進②～設備導入について～



前回、「徹底した省エネの推進」について紹介しましたが、今回は省エネ設備の導入についてさらに触れたいと思います。

省エネ設備の導入とは、家庭部門だと照明のLED化や住宅の断熱改修、産業部門だと高性能ボイラーやヒートポンプの導入など多岐に渡ります。

では、これらを導入することで皆さんにとってどのようなメリットがあるのでしょうか？それは「ランニングコストの削減」です。しかし、2019年度末時点の省エネの家庭部門における進捗率は、高効率な照明機器の導入(LED化)85.9%、高効率給湯器の導入38.9%、既存住宅の断熱改修の推進23.3%となっており、照明機器のLED化に関わる対策の進捗が良い一方で、機器の省エネ性能向上や住宅にかかる対策はあまり進んでいませんでした。※資源エネルギー庁「2030年エネルギーミックスにおける省エネ対策見直し事務局試算結果(暫定)」より

必要性やメリットが広く認知されているにも関わらず、省エネ設備の導入がなかなか進まないのは「初期費用が発生すること」、「導入の効果(メリット)が分かりにくいこと」が原因なのではないでしょうか。たとえば、古い家電を新しい物に買い替えたり、既存住宅を断熱改修したりするなどしても、光熱費が毎月どれくらい安くなるか、初期費用も含めて考えると結果的にどれくらい「得」をするのかイメージできる方は少ないと思います。

蛍光灯からLEDへの取り替えは、初期費用が少額であることや、蛍光灯の寿命が2～4年に比べ、LEDは13～17年と交換頻度が違うことなどから、どれくらい「得」をするのかイメージしやすく、だからこそ導入が進んでいると考えることができます。

省エネ設備の導入を推進していくうえで大事なことは経済的なメリットについての正しい情報なのかもしれません。

今回は、省エネ設備の買い替えによる経済的なメリットについて考えてみます。

【問い合わせ先】 商工観光労政課 ☎0137-62-2116

「消費者ホットライン」188 御案内の流れ

188を押す のアナウンスが流れます。アナウンスに従って、 の操作をお願いします。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、お住まいの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。」

郵便番号が分かる	郵便番号が分からない
1を押す	2を押す
「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」	固定電話から 「お住まいの地域を選択してください。〇〇市は[1]を、〇〇市は[2]を…押してください。」

「現在相談を受け付けている最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。この通話は、〇〇秒ごとに、およそ〇〇円の通話料金が御利用いただけます。」

※窓口が閉所していない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間のアナウンスが流れます

注) 相談窓口へつなげた時点で、通話料金の御負担が発生します(相談は無料です。)、携帯電話の通話料金定額サービス等でも別途ナビダイヤル料金が発生します。相談窓口に着機したほうが安くなる場合もあります。

↓
最寄りの消費生活センター等

市区町村の窓口が開所していない場合など、都道府県の窓口を御案内することもあります。

操作が分からなくなったら…
どのように操作すれば良いのかわからなくなったら、しばらくそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどへご案内します。

消費者庁

「消費者ホットライン」188利用の流れ

全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」188

このようにことで、困った時は消費生活相談窓口にご相談ください。

家の無料点検を受けたらリフォームをすすめられた…	お試し購入のはずだったのに、2回目、3回目が高額…
危険! おかしいと思ったら、ありませんか?	古い家電製品から異様な匂いや異音が出る…
整体マッサージで痛みをこらえてたら骨折した…	困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188に御相談ください。

188泣き寝入り! と覚えてね

消費者庁

このようなことで困った時は、消費生活相談窓口にご相談してください。

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」188

第6回 脱炭素実現への取り組み

徹底した省エネの推進③～省エネ設備導入のメリット～



近年、家電をはじめとするエネルギー消費機器は省エネ化が進んでおり、古い家電を最新の家電へ買い替えるだけで、CO2排出量や電気代の削減ができるという話を聞いたことがあるかと思いますが、家電を買い替えることによって、電気代がどれくらい削減されるのかわからない、という方も多いのではないのでしょうか。

そこで今回は、家電を買い替えた場合、どれくらい電気代が削減されるのかを試算する方法をお伝えしたいと思います。

一般的に電気代は「消費電力」×「使う時間」×「電気料金単価」で求められ、「消費電力」は家電の説明書やカタログ、または家電本体に記載されています。「電気料金単価」は地域や契約によって変動しますが、「公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会」では、1kWあたり31円（税込み）を目安単価としています。※令和4年9月時点

これを基に計算してみると、消費電力が「800W」と記載されている家電を2日間使用し続けた場合は約1190円となることがわかります。※あくまで目安であり、正確な金額ではありません。

$$\frac{800(W)}{1000} \times 24(\text{時間}) \times 2(\text{日}) \times 31(\text{円}) = 1190(\text{円})$$

WをkWにするには、1000で割ります。→

このような計算を、古い家電と新しい家電の両方で行うことにより、家電の買い替えでどれくらいの電気代が節約されるのかイメージすることができます。また、計算が難しいという場合は環境省のHPにある、省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」というツールを使うことで、簡単に比較できるようになっています。

故障していない家電を無理に買い替える必要はありませんが、修理する必要がある場合等は、思い切って新しい家電へ買い替えた方が節約になる可能性もあります。

その際は、今回ご紹介した方法で試算してみると、買い替えた方が得になるのかどうかかわかると思います。経済面を考えて、省エネ設備の導入を検討してみましょう。

【環境省HP】



【問い合わせ先】 商工観光労政課 ☎0137-62-2116

「人間関係に『よく効く』コミュニケーション心理学」講演会を開催します

教育委員会では「良好な人間関係を築くためのコミュニケーション心理学」について学ぶ講演会を開催します。

心理学の観点から自分の考え方や行動の特性(得意・苦手・魅力)を知り、より良い人間関係を築くコミュニケーションの手法を学んでみませんか? 関心のある方ならどなたでも参加できます。

「初対面の方との雑談を盛り上げる方法」
「相手の話を自然と引き出すコツ」
など、実生活や仕事でも役立つノウハウを教わります。

【講演テーマ】
「考え方が変われば行動が変わる! 人間関係に『よく効く』コミュニケーション心理学」

【日時】
11月18日(金)
午後7時～9時

【場所】
八雲町公民館 集會室

【講師】
上前 拓也 氏

(合同会社友歩 代表)

【参加費】 無料

【申込期限】 11月16日(水)

【主催】 八雲町教育委員会

【主管】 若人の集い

【申込・問い合わせ先】

社会教育課

☎0137-63-3131



ボディセラピスト1級認定

もみほぐし&タイ古式マッサージ

【自由サロンLeaf】

〒049-3112
八雲町末広町8
TEL:090-7057-8014

完全予約制になります。

・30分 ¥3200
・60分 ¥5300
・90分 ¥7700

サイト予約も可能!



広告

第7回 再生可能エネルギーについて ～太陽光発電～



今回からは再生可能エネルギー発電設備についてご説明していきたいと思ひます。まず、再生可能エネルギーの中でも大きな割合を占めるようになった太陽光発電についてです。

太陽光発電は、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方法で、シリコン系、化合物系、有機系と種類があり、それぞれ発電効率が違います。

建物の屋根や壁に設置できるため設置のハードルが低く、他の発電設備に比べると導入が容易です。

その一方で、太陽光がない夜間や日照不足の時間は発電できず、電力を毎日一定量供給するという「安定性」の面では心もとないという特徴もありますが、最近では、このデメリットを解消するために、蓄電池が併設されるケースも増えています。

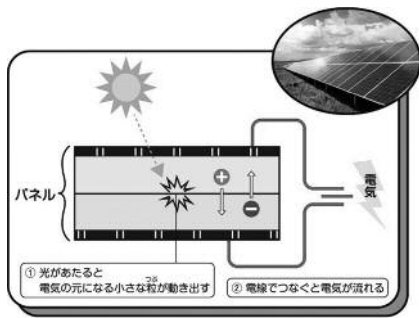


図1 太陽光発電の仕組み

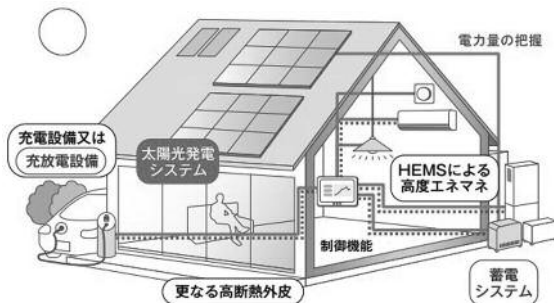


図2 蓄電池を併設した例

国は、2050年に住宅・建築物への、太陽光発電設備設置が一般的になることを目指し、普及拡大のために様々な取り組みを行っています。今回はその取り組みなどについて説明します。

【問い合わせ先】 商工観光労政課 ☎0137-62-2116

施設・設備への投資をサポートします



【趣旨・概要】

町では、事業者の設備投資を最大限促進する方向性のもと、一定の要件をクリアした事業場(施設・設備)を町内に設置する場合に、当該事業場の固定資産税相当額の20%を限度に最大4年間、奨励金を交付します。

ただし、他制度の特例措置(過疎法等による特例措置など)が適用される場合は、他制度の特例措置を優先します。

【適用要件】

奨励金の交付対象となるためには、対象となる事業場の設置計画を作成し、その計画が町に認定され、かつ、認定後に設置したものであることが条件となります。

対象施設・設備や適用要件は次のとおりです。

○事業場として対象となる施設・設備

- ・工場
- ・再生可能エネルギー発電設備(自己の事業場電力として使用する発電設備を含む)

・事業の拡充

・新たな業種への参入に資する設備

・情報通信関連施設(ソフトウェア関連施設、データセンター施設)

・試験研究施設

・観光施設

○工場新設時の要件

- ・取得価格2,700万円以上
- ・新規雇用従業員5人以上
- ・地域貢献の実施

※設置する事業場により、各種要件に違いがあります。

◇詳細な内容や申請を検討される方は、町ホームページを参照するか、左記まで連絡して、申請書類を入手のうえ必要事項を記載して提出してください。

【問い合わせ先】

商工観光労政課
☎0137-62-2116

第8回 再生可能エネルギーについて ～太陽光発電②～



前回、国は太陽光発電の普及拡大のために様々な取り組みを行っているとお伝えしましたが、今回はその内容についてご説明します。

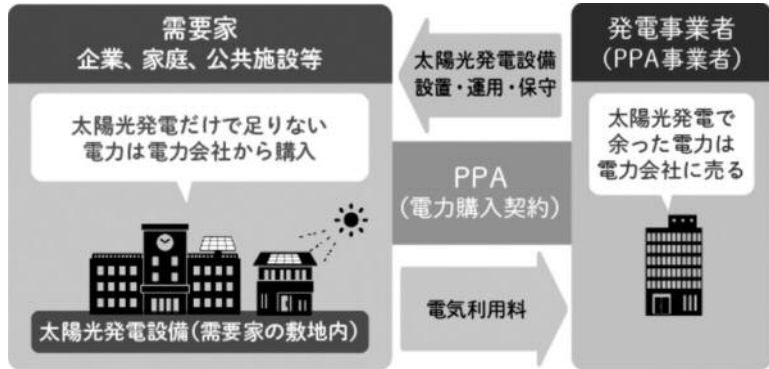
現在再生可能エネルギーの主流となっている太陽光発電ですが、更なる普及拡大を進めるため国が取り組んでいることの一つに、PPA(Power Purchase Agreement)モデル等の新手法による再エネ導入の支援があります。

PPAとは、電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれています。

建物の屋根や遊休地をPPA事業者に貸して、無償で発電設備を設置してもらうことで、初期投資をかけるに太陽光発電設備を導入し、発電された電力を利用者が購入するという契約形態です。

太陽光発電設備の所有者はPPA事業者となるのでメンテナンス費用も発生することなく、資産を保有せずに再エネ利用することができ、電気料金は再エネ割賦金の上昇などに左右されません。また、PPA事業者は利用者の電気使用料と余った電力の売電により設備の投資資金を回収するという仕組みです。

太陽光発電の設置を検討されている方は、選択肢に入れてもよいのではないのでしょうか。



PPAモデル

【問い合わせ先】 商工観光労政課 ☎0137-62-2116

事業所向け「通年雇用セミナー」開催

参加費 無料

季節労働者を雇用している事業者や今後雇用を考えている事業所向けに「通年雇用支援セミナー」を開催します。それぞれの会場でテーマが異なります。参加費は無料です。この機会にぜひご利用ください。

《せたな会場》

【会場】

温泉ホテルきたひやま(せたな町北檜山区徳島4-16)

【日時】

2月21日(火)

午後1時30分～3時30分

【テーマ・内容】

2024年問題へ建設業の時間外労働上限規制の対策と実務

2019年に本格的にスタートした働き方改革。

2024年4月には建設業でも時間外労働の上限規制が始まります。

これに対応するためには早めの準備と理解が必須です。本セミナーでは、働き方改革の基礎知識と、必要となる実務についてお話しします。

《八雲会場》

【会場】はびあ八雲

【日時】

2月22日(水)

午後1時30分～3時30分

【テーマ・内容】

どこからがパワハラ？事例から学ぶ！パワハラ防止法対策

2022年、パワハラ防止法の対象が中小企業に拡大されました。人材確保の観点からも職場でのパワハラは見逃してはいけません。本セミナーはパワハラ防止法とは？どこからがパワハラ？法令への対応に必要な基礎知識についてお話しします。

《各会場共通事項》

【講師】

セントラル法令オフィス

社会保険労務士

望月 英詞 氏

【募集事業所数】

15事業所(各会場申込先着順、定員になり次第締め切り)

※2会場とも申込みできます。

【申込期限】2月3日(金)

【問い合わせ・申し込み先】

渡島檜山北部通年雇用促進

支援協議会(八雲町役場商工

観光労政課内)

☎0137-64-3355